地域振興施設等整備事業実施方針

昭和58年4月1日 企業庁長伺定

- 一 部 改 正 平成22年4月1日
- 一 部 改 正 平成25年9月25日
- 一 部 改 正 令和2年3月31日

(目的)

第1 この実施方針は、神奈川県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年条例第50号)第2条第2項の規定に基づく地域振興のための駐車場、スポーツ施設等整備事業 (以下「地域振興施設等整備事業」という。)を自主事業として自ら、又は市町村の 要請により実施する場合の必要な事項を定め、地域振興施設等整備事業の適正な執行 と円滑な運用を図ることを目的とする。

(整備の目標)

- 第2 施設整備の目標は、次のとおりとする。
 - (1) 県施策を公営企業の立場で推進し、地域経済の発展や住民の福祉の向上に寄与すること
 - (2) 地域経済の発展や住民の福祉の向上に寄与する市町村の施設整備を進め、市町村行政施策の推進を支援すること

(施設等の範囲)

- **第3** 第2の整備の目標を達成するために整備する施設等の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 交通関連施設
 - (2) スポーツ・レクリエーション施設
 - (3) 生活・文化関連施設
 - (4) 観光振興施設
 - (5) 産業振興施設
 - (6) 再生可能エネルギー発電施設
- 2 前項に定める施設のほか神奈川県公営企業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認める施設については整備することができる。

(自主事業実施基準)

- 第4 管理者が、自主事業として地域振興施設等整備事業を実施する基準は、概ね次の とおりとする。
 - (1) 広域的な波及効果が見込まれるものであること。
 - (2) 資産運用として適切な施設であること。

(施設等整備の要請)

第5 市町村は、地域振興施設等整備事業にかかる施設等の整備を要請しようとするときは、管理者に文書で行うものとする。この場合、あらかじめ施設等の概要、図面その他参考資料を管理者に提出するものとする。

(審査基準)

- **第6** 管理者が、第5により市町村から要請を受けた場合、審査する基準は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 施設等の整備の必要性又は緊急性
 - (2) 施設等の規模の適正

(関係局との調整)

第7 管理者は、この実施方針に基づく施設等の整備について、事前に関係局と協議 するものとする。

(事前調査)

第8 管理者は、施設等の整備については、必要に応じ市町村の協力を求め事前の調査を行うものとする。

(事業実施の決定)

第9 管理者は、第4の実施基準、第6の審査基準、第7の関係局との協議及び第8 の事前調査等を総合的に判断して、事業実施の可否を決定する。

(市町村との協議)

第10 管理者は、市町村要請事業について、第9により事業の実施を決定したときは、 当該施設等を整備する時期、期間、譲渡条件等について、市町村と協議するものと する。

(施設等の譲渡)

第11 管理者は、市町村の要請により地域振興施設等整備事業として整備した施設等は、市町村に有償で譲渡する。この場合の譲渡価額は、当該施設等の建設に要した工事費に事務費を加算し、譲渡条件については、第10の市町村との協議をもとに管理者が定める。

附則

- 1 この実施方針は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 地域振興施設等整備事業実施方針(昭和54年8月31日企業庁長伺定)は、廃止する。

附則

この実施方針は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この実施方針は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この実施方針は、令和2年4月1日から施行する。